

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社明光ネットワークジャパン		コード	4668
提出日	2026/10/27	異動（予定）日	2026/11/20	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	神坐 浩	社外取締役	○														○	有
2	青野 奈々子	社外取締役	○														○	有
3	熊王 斉子	社外取締役	○														○	有
4	宮木 由貴子	社外取締役	○														○	新任 有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事由はございません。	長年にわたる金融機関等での金融、財務及び企業経営に関する豊富な経験と知識と他社での社外取締役としての経験を有しております。また、海外での勤務経験をもとに、グローバルな視点から当社の経営上の重要事項につき、常勤監査等委員としての有効な助言をいただいております。今後も当社の経営全般の監視を行い、監査の実効性を高めていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として指定しております。また、独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定しております。
2	該当事由はございません。	公認会計士として広範な財務・会計の知識を有するとともに、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見と他社での社外取締役としての経験を有しております。そのことにより、当社経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋がる助言をいただいております。今後も当社の経営全般に対する助言と監査の実効性を高めていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として指定しております。また、独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定しております。
3	該当事由はございません。	企業法務の専門知識に加え、取締役監査等委員としての経験もあり、企業経営においてESGを踏まえた経営の管理と企業におけるガバナンス強化の重要性が増す中、当社経営の透明性の確保、及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化につながる助言をいただいております。今後も弁護士としての、専門知識と幅広い目線での取締役会運営への貢献を期待できる人材と判断し、監査等委員である社外取締役として指定しております。また、独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定しております。
4	該当事由はございません。	生命保険会社系のシンクタンクで長年研究員を務め、消費者意識・行動やウェルビーイング等に関する専門知識を有するとともに、取締役として人財資本経営やガバナンス強化に携わった経験を有しております。こうした専門知識と経営者としての知見を活かし、当社経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋がる助言をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として指定しております。また、独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定しております。
5		

4. 補足説明

当社は東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社独自の「独立社外役員の選任基準」を制定し、その要件を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【独立社外取締役選任基準】

基準1. 自社関連

・当社の業務執行取締役、又は執行役員、支配人その他の使用人であってはならず、かつ、過去に一度でも当社の業務執行取締役、又は執行役員、支配人その他の使用人であった者であってはならない。

基準2. 子会社関連

・当社の現在の子会社の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人であってはならず、かつ、過去に一度でも当社の現在の子会社の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人であった者であってはならない。

基準3. 株主関連

・以下のいずれかに該当する者であってはならない。

① 当社の現在の主要株主（議決権所有割合 10%以上の株主をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与、執行役員又は支配人その他の使用人。

② 最近3年間に於いて当社の現在の主要株主の取締役、監査役、会計参与、執行役員又は支配人その他の使用人であった者。

③ 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役員又は支配人その他の使用人。

基準4. 取引先関連

・以下のいずれかに該当する者であってはならない。

① 当社又はその子会社を主要な取引先とする者（その直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社又はその子会社から受けた者。以下同じ。）又はその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役員若しくは支配人その他の使用人。

② 最近3年間に於いて、当社又はその子会社を主要な取引先としていた者（その直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社又はその子会社から受けていた者。以下同じ。）又はその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役員若しくは支配人その他の使用人。

③ 当社の主要な取引先である者（当社が、その直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者。以下同じ。）又はその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役員若しくは支配人その他の使用人。

④ 最近3年間に於いて、当社の主要な取引先であった者（当社が、その直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っていた者。以下同じ。）又はその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役員若しくは支配人その他の使用人。

⑤ 当社又はその子会社から一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円又は当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付又は助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者（当該組織の業務を執行する役員、社員又は使用人をいう。以下同じ。）。

基準5. 相互派遣

・当社又はその子会社が取締役（常勤・非常勤を問わない）を派遣している会社又はその子会社の取締役、監査役、会計参与又は執行役員であってはならない。

基準6. メインバンク関連

・以下のいずれかに該当する者であってはならない。

① 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関

② 当社の大口債権者又はその親会社若しくは子会社（以下「大口債権者等」という。）の取締役、監査役、会計参与、執行役員又は支配人その他の使用人。

③ 最近3年間に於いて当社の現在の大口債権者等の取締役、監査役、会計参与、執行役員又は支配人その他の使用人であった者

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
- 近視者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。